

『多世代同居住宅改修等工事』

の補助金交付制度

親世代か子世代のどちらかが所有する住宅を建て替え、増築又は改修して同居した場合に、対象となる工事費用の一部を補助します。



1. 補助金の額 **最大100万円**

改修等工事・・・**40万円**

※補助対象経費の1/2の上限額

転入加算・・・**+20万円**

※子世代が市外から転入した場合

新築加算・・・**+10万円**

※新築・改築（建て替え）した場合

扶養加算・・・**+20万円**

※中学生以下の子どもを扶養している場合

市内業者加算・・・**+10万円**

※市内業者が工事した場合

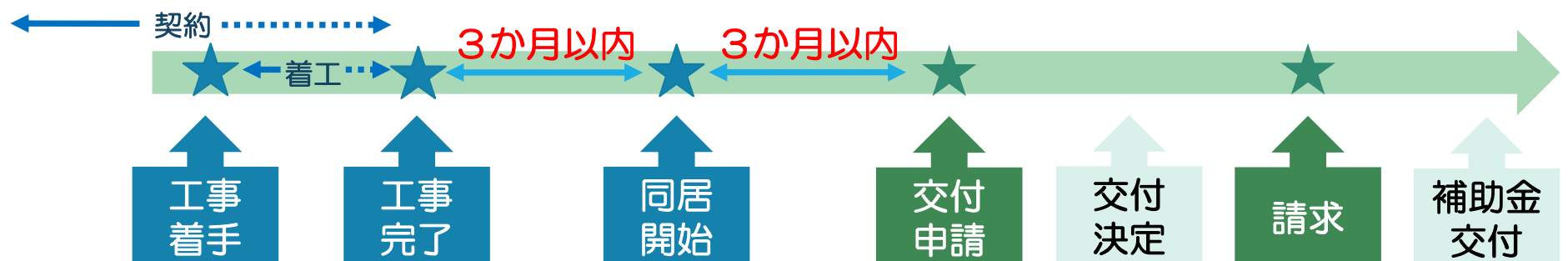
2. 補助対象物件

- ・親世代又は子世代若しくはその配偶者が所有する住宅
- ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅

3. 補助対象者（次のすべての要件を満たしている方）

- ・令和5年4月1日以降に補助対象物件の改修等工事が完了していること
- ・改修等工事が完了した日から**3か月以内**に多世代同居をしていること
- ・補助金の交付の申請時において多世代同居を開始してから**3か月以内**であること

4. 手続き



5. 各要件

- ・子世代とは、補助金の交付の申請時において40歳未満である方、又は中学生以下の子どもを扶養している方をいいます。
- ・親世代とは、子世代又はその配偶者の直系尊属をいいます。

6. 注意事項

- ・居住の用に供する部分以外の工事は対象になりません。
- ・補助金の交付申請の時期は、住宅の改修等工事の完了後になります。
- ・詳細な条件については、工事や契約の前に必ずご相談ください。